

平成 22 年 4 月 9 日

於：国土交通省 6 階 618 會議室

社会資本整備審議会 都市計画・歴史的風土分科会  
第 15 回歴史的風土部會議事録

国土交通省

社会資本整備審議会 都市計画・歴史的風土分科会

第15回歴史的風土部会

1. 日 時 平成22年4月9日（金） 10:00～12:00

2. 場 所 国土交通省6階 618会議室

3. 出席者（敬称略・五十音順）

〈委員〉

上村 多恵子、越澤 明、マリ クリスティーン

〈臨時委員〉

荒井 正吾、池邊 このみ、木下 正史、里中 満智子、関 義清、西村 幸夫、  
宮城 俊作

〈国土交通省〉

都市・地域整備局長ほか

4. 議 事

(1) 付議事項について

(2) 歴史的風土部会長の互選

(3) 明日香村整備基本方針（案）について

(4) その他

- ・奈良県における取組について
- ・各古都における歴史的風土保存の現況について
- ・歴史的まちづくり法の施行状況について

5. 議事概要

(1) 付議事項について

- ・国土交通大臣により社会資本整備審議会長に対して「明日香村整備基本方針及び明日香村整備計画について」の付議がなされ、さらに社会資本整備審議会長より都市計画・歴史的風土分科会長に対し、同付議が付託された。さらに、都市計画・歴史的風土分科会長より歴史的風土部会長に対し付託された。

(2) 歴史的風土部会長の互選

- ・越澤歴史的風土部会長の辞任の申し出により、部会長の互選が行われ、上村多恵子委員が部会長に選任された。

(3) 明日香村整備基本方針（案）について

- ・明日香村整備基本方針（案）については、一部修正した後、部会として了承された。

(4) その他

- ・奈良県の荒井知事より、奈良県における取組についてご説明があった。また、事務局より、各古都における歴史的風土保存の現況及び歴史まちづくり法の施行状況について説明があった。

## 1. 開 会

○事務局 皆様には、本日は、大変お忙しいところお集まりをいただきまして、誠に有り難うございます。

定刻となりましたので、ただいまから、「社会資本整備審議会 都市計画・歴史的風土分科会 第15回歴史的風土部会」を開催させていただきます。

なお、カメラ撮りにつきましては、冒頭から議事に入るまでに限らせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず初めに、委員の異動につきまして、ご報告を申し上げます。

3月1日付で、社会資本整備審議会委員の改選が行われ、当部会の委員としては、岸井委員が退任されております。

また、詳しくは後ほどご説明をいたしますが、「明日香村整備基本方針及び明日香村整備計画について」ということで、国土交通大臣から社会資本整備審議会長に付議させていただいており、その審議のため、昨年、明日香村小委員会に所属されておられた荒井委員、池邊委員、木下委員、里中委員、関委員、西村委員が、臨時委員として当分科会に指名されております。この付議事項につきましては、都市計画・歴史的風土分科会長から歴史的風土部会に付託されておまして、荒井委員、池邊委員、木下委員、里中委員、関委員、西村委員に加え、これまで都市計画部会に所属されておられた宮城委員が、歴史的風土部会にも指名されております。

なお、本日ご出席いただきました委員及び臨時委員は11名中10名でございまして、社会資本整備審議会令第9条に定めます定足数を満たし、歴史的風土部会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

次に、本日お手元にお配りしております資料のご確認をお願いしたいと存じます。お手元の配付資料一覧をご覧ください。

資料1-1といたしまして、分科会委員名簿。1-2といたしまして、歴史的風土部会委員等名簿。資料2といたしまして、審議会の関係組織法令。資料3といたしまして、付議事項であります、基本方針及び整備計画について。資料4といたしまして、これまでの経緯。資料5といたしまして、新たな明日香村整備基本方針（案）について。資料6といたしまして、明日香村整備基本方針（案）。資料7といたしまして、新旧対照表。資料8といたしまして、今後のスケジュールについて。資料9といたしまして、奈良県における

取組について。資料10といたしまして、各古都における歴史的風土保存の現況について。資料11といたしまして、歴史まちづくり法の施行状況についてでございます。

また、その後、参考資料1といたしまして、過去の審議経過。参考資料2といたしまして、昨年7月16日の答申。参考資料3といたしまして、その補足資料。参考資料4といたしまして、明日香村の特別措置法。参考資料5といたしまして、第3次の整備計画。参考資料6といたしまして、平成22年度の局の関係予算概要。参考資料7といたしまして、前回の議事録でございます。

以上の資料をお配りしておりますので、不足等がございましたらお申し出いただければと存じます。よろしゅうございますでしょうか。

## 2. 議 事

### (1) 付議事項について

○事務局　それでは、議事に入らせていただきます。

なお、ご発言をいただく際には、目の前にございますマイクのスイッチをオンにしてください、ご発言の終了後はスイッチをオフにしてくださいようお願い申し上げます。

まず、3月23日付で国土交通大臣から社会資本整備審議会長に対しての新たな付議事項につきましては、3月30日付で都市計画・歴史的風土分科会長に付託され、さらに歴史的風土部会長に付託されておりますので、ここで、都市・地域整備局長より都市計画・歴史的風土分科会長兼歴史的風土部会長に手交をさせていただきます。

(付議文書手交)

○事務局　それでは、付議事項の説明をさせていただきます。付議文書及び付託文書は、お手元の資料3でございます。去る3月23日付で国土交通大臣から社会資本整備審議会長に対しまして、「明日香村整備基本方針及び明日香村整備計画について」と題する付議が行われております。いわゆる明日香法に基づきまして、昭和55年以降、明日香村整備計画が10年ごとに策定されてきたわけでございますが、現行の明日香村整備計画が平成21年度を期限とするということで、平成22年度以降の新しい枠組みとして、今般、明日香村整備基本方針並びに明日香村整備計画を定めようとするものであります。

明日香法の第4条によりますと、国土交通大臣は、明日香村整備基本方針を定める際、並びに明日香村整備計画を奈良県が策定をします際に、同意をする際には、あらかじめ社

会資本整備審議会の意見を聞くということにされておりますことから、このたびご審議を  
求めるものでございます。

なお、付議としましては、基本方針と整備計画をあわせて行っておりますけれども、明  
日香法によりますと、基本方針を策定した上で、それに基づいて整備計画を策定するとい  
うことになっておりますので、本日は、まずは明日香村整備基本方針につきましてご審議  
をいただきたいということでございます。よろしく願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。

## (2) 歴史的風土部会長の互選について

○事務局 次に、ご報告でございますが、昨年6月26日に開催されました第5回都市  
計画・歴史的風土分科会におきまして、金本委員が分科会長を退任され、越澤委員が分科  
会長に互選されております。あわせて、越澤委員より歴史的風土部会長の辞任の申し出が  
あり、本日付で退任となります。部会長の互選につきましては本日の部会で行うこととな  
っておりますので、これより部会長の選出をお願いしたいと存じます。

社会資本整備審議会令第7条によりますと、部会長は委員の互選により選出することと  
なっておりますが、事務局といたしましては、これまで歴史的風土部会長代理をお務めい  
ただきました上村委員に部会長をお願いしてはいかがかと思いますが、皆様方、いかがで  
ございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

○事務局 皆様ご異議がないようでございますので、上村委員に部会長をお願いしたい  
と存じます。よろしくお願い申し上げます。

部会長に議事進行をお願いする前に、前部会長に一言ごあいさつをお願いしたいと存じ  
ます。よろしくお願いいたします。

○A委員 ただいまの瞬間、前部会長になりました。よろしくお願いいたします。

最後に時間があれば、少し歴史的風土部会の思い出話のことをごあいさつしたいと思  
いますが、今は事務引き継ぎということで、事務局の方からはやや言いづらいかもしれま  
せんので、私からお話ししますと、政権交代後、新政権として、いろいろ社会資本整備審議  
会のあり方についてご検討されていたということで、各分科会は、実はこれまで開かれて  
おりませんでした。委員の選出等もありまして、今回、前原国土交通大臣の名前で社会

資本整備審議会に対する初めての諮問がなされたということで、それが今回の明日香の整備ということで、そういう意味では非常に記念すべき諮問であったと思います。そこで事務引き継ぎということで、新部会長にこの原本をお渡ししたいと思います。よろしくお願いいたします。

○部会長　どうぞよろしくお願いいたします。

○A委員　以後、よろしくお願いいたします。

○部会長　このたび部会長に互選されました。よろしくお願いいたします。

私は、前部会長のような都市づくり、まちづくりの専門家ではございませんので、ほんとうに至りませんが、皆様、又ご専門家の先生方もたくさんいらっしゃいますし、皆様のご協力をいただきながら、歴史的風土部会の使命達成に向けて努力してまいりたいと思っております。歴史的文化というのを、単に保全するというだけではなくて、次なる日本文化の創造につながるような議論にしていけたらと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局　それでは、これからの議事進行は、部会長にお願いしたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

### (3) 明日香村整備基本方針（案）について

○部会長　それでは、早速、議事のほうに移りたいと思います。

明日香村整備基本方針の（案）について、事務局のほうからご説明をよろしくお願いいたします。

○事務局　それでは、資料4をお願いいたします。基本方針（案）の説明に入ります前に、これまでの経緯を、簡単でございますが、ご説明をさせていただきます。

まず、2ページで、明日香村の概要ということでございます。明日香村は奈良県高市郡にございまして、人口約7,000人、面積約24平方キロメートル、大阪から約1時間というところでございます。

下に歴史の年表をつけておりますけれども、6世紀末から7世紀末にかけて政治の中樞が置かれていたということで、石舞台古墳などに代表されます歴史的文化的な遺産が田園景観、自然環境と一体となって、貴重な歴史的風土を形成しているという特別なところでございます。

続きまして、3ページをお願いいたします。明日香法の制定経緯ということでございます。もともとの土台といたしまして、古都保存法というものがあるわけでございますが、この古都保存法というものは、高度成長期に宅地開発の波から古都の歴史的風土を守るという目的のもとに、昭和41年、議員立法によって制定されております。明日香村も、古都の一つということで指定をされたわけでございますが、明日香村につきましては、その後の大阪大都市圏からのさらなる開発の圧力の高まりもございまして、住民の生活との調和を図りながら歴史的風土の一層の保存を図るために、昭和45年、閣議決定を経まして、昭和55年には、古都保存法の特別法としての明日香法を制定したわけでございます。

以来、この明日香法に基づきまして、土地利用の規制と3次にわたります整備計画を実施してまいりまして、それによりまして明日香村の歴史的風土は良好に保たれてきたということでございます。その点につきましては、真ん中に地図等を挙げておりますが、周辺自治体での開発の状況と比較すると明瞭にご理解できるかと思っております。

4ページをお願いいたします。明日香村関連施策の概要ということでございます。

明日香法の柱は2本から成ってございまして、1つは、右側の緑の着色をしておりますけれども、古都法の特例としての土地利用規制でございます。全村を歴史的風土保存地区ということにいたしまして、さらに第1種、2種に区分しまして、1種では現状の変更を厳しく抑制する地域、2種につきましては、著しい現状の変更を抑制して弾力的に歴史的風土を維持・保存していく地域ということでございまして、さらに、不許可に対しましては、古都保存法によります土地の買い入れ等の補償が措置されているということでございます。

もう一つの明日香法の柱といたしましては、左側になりますけれども、住民生活との調和を図る措置ということで、まず、国が策定をする基本方針、それから、それに基づいての奈良県が策定する明日香村整備計画で、さらに、それに基づく一定の事業については補助率の特例等が措置されているということでございまして、今回、審議をお願いいたしますのは、基本方針並びに整備計画ということでございます。

さらに、明日香法におきましては、下のほうに書いておりますが、明日香村整備基金ということで、合計31億円の基金でございまして、この基金の運用益を活用しての歴史的風土保存に向けた取り組みがされております。

それから、明日香法以外の取り組みとして、右の下のほうに書いておりますけれども、創造的活用事業交付金ということで、平成12年から実施してきております。

続きまして、5ページをごらんいただきたいと思います。明日香村における土地利用規制ということで、繰り返しになりますが、全村を古都保存法による特別保存地区ということで規制をいたしております。その他、都市計画法に基づく風致地区制度等とあいまって、全村にわたって厳しい土地利用規制がしかれているということでございます。

6ページをお願いいたします。明日香村整備基本方針・計画の経緯ということで、これまでの計画を簡単に振り返っているものでございます。

第1次の昭和55年の基本方針でございますが、この目的は、主として相対的に立ちおかれていた生活環境施設の整備等に重点が置かれておりました。

続く平成2年に改定されました第2次整備計画でございますが、第2次におきましても第1次と同様に、生活環境施設の整備等に重点が置かれておりました。

平成12年から始まります第3次整備計画におきましては、それまでの生活環境整備等も図りながら、新たに歴史的風土の創造的活用という視点を加えまして、施策を推進してまいったということでございます。これによりまして道路、下水道といった基幹的なインフラの整備水準は相当程度、向上が図られまして、住民生活の安定と利便の向上に大きく寄与したということは、前回の審議会の答申でも言及いただいているところでございます。

続きまして、7ページをごらんいただきたいと思います。今回の基本方針をめぐるこれまでの経緯でございます。

平成20年9月25日に、国土交通大臣より社会資本整備審議会に諮問をいたしております。22年度以降の明日香村の整備のあり方ということで諮問いたしております。以降、歴史的風土部会の下に明日香村小委員会を設置いたして、4回開催して審議をいただいております。昨年7月16日に、その成果として、社会資本整備審議会長より国土交通大臣に答申をいただいております。さらに、この答申を踏まえまして平成22年度予算要求をしてございまして、予算につきましては先般、成立を見たということでございます。

続きまして、8ページをごらんいただきたいと思います。昨年7月にいただきました答申の概要を簡単にまとめてございます。

左側のほうに、「明日香村を巡る現状と課題」ということでございます。大きく4点ほど現状と課題を整理しておりますけれども、例えば社会経済情勢に伴う変化ということでありますと、人口減少、高齢化、あるいは財政事情といったようなことが掲げられております。それから、歴史的風土の保存の状況ということでは、景観の阻害をめぐる問題の顕在化ということ。それから、歴史的文化的資産の状況ということにつきましては、地下に

あるものが多くて体感しづらいといったようなことなど。それから、観光・交流をめぐるさまざまな課題を指摘いただいております。

それを踏まえて、「今後の取組の方向性」ということで、右側のほうになりますけれども、この点が今回の基本方針でも反映させていただいた部分であるわけですが、歴史的風土の保存の取り組みの価値に触れた上で、創造的活用、あるいは自立性、交流といったところを基本的な方向性に置いております。

その上で、「今後取り組むべき施策のあり方」ということで、幅広く具体的にご提言いただいておりますけれども、まず、22年度以降として新しい整備計画が必要であることを言及いただいております。そのほか、買入地の管理の必要性、きめ細かい景観の整備の話、歴史展示のあり方の検討と歴史的な遺産の利活用、農林業、観光といった産業振興の展開、周遊歩道の再整備、あるいは創造的活用事業交付金の継続といったようなことなどをいただいております。

続きまして、9ページをごらんいただけますでしょうか。答申を踏まえまして、平成22年度以降の明日香村に対する支援措置ということでございまして、22年度の予算につきましてご説明をいたしたいと思っております。

22年度予算につきましては、答申を反映いたしまして、大きく3点を認められております。1点目ではありますが、古都保存事業の拡充ということで、答申の中でも、買入地等の景観の維持・向上について取り組みの必要性が指摘されておりましたので、古都保存事業を拡充いたしまして、「園地の整備」、あるいは「景観阻害物件の除却」というものを事業のメニューとして追加してございます。

なお、古都保存事業につきましては、22年度以降、社会資本整備総合交付金が創設されました関係で、総合交付金の中に統合されるということで、この交付金の中で、今後は実施されていくということでございます。

もう1点目は、右側のほうになりますけれども、平成12年度以来、実施してまいりました創造的活用事業交付金の継続ということでございます。これにつきましても、答申の中でご指摘いただいておりますが、明日香村整備基金の運用益の低下という中で、景観整備とか観光振興といった新しい課題もいろいろ出てきているということで、この交付金、従前は1億1,000万円、国費で計上しておりましたが、22年度は1億5,000万円ということで、増額して継続するというようにいたしております。

3点目で、国営事業による観光・交流基盤の整備ということでございます。答申でも、

周遊歩道の関係等々、観光・交流基盤についての課題が指摘されておりましたので、国営公園事業におきましても、所要の調査、調整をした上で必要な対応を図るということで、認められています。

以上が、資料4の説明でございます。

続きまして、資料5と6と7をご説明いたしたいと思えます。今回ご意見をいただく対象は資料6の基本方針（案）でございますが、資料5のパワーポイントと資料7の新旧対照表を併用して説明いたしたいと思っております。

明日香法によりますと、国土交通大臣が、明日香村における歴史的風土の保存と住民生活の調和を守るために、生活環境及び産業基盤の整備等に関して基本方針を定めるということでございますが、現行の基本方針につきましては平成12年の第3次の計画の策定の際に定めたものでありますので、現行の基本方針に対しまして、昨年いただいた答申の中で示された方向性を反映して、所要の見直しを行っているということでございます。

まずは資料5の2ページをごらんいただきたいと思います。今回、現行の基本方針を見直すに当たって、ポイントとして大きく3点掲げております。

まず、1点目でございますが、ハードの整備水準向上から、地域の自立的発展にシフトということでございます。これは、答申の中の方向性におきましても、立ちおくれた公共施設の整備水準の向上を図る、優先する段階から、地域の実情に応じた望ましい発展を目指す段階にあるということ指摘しておりますので、もちろん必要な生活環境の整備は継続していくということを前提とした上で、今後は、明日香村の主体性を生かし、自立性を高めていくという方向性を明示したものでございます。

2点目でございます。1点目と関連いたしますけれども、明日香村のほかにはない魅力であります、景観あるいは歴史・文化というものを地域の活性化に生かしていくということでございます。

3点目でございます。主体性、自立性ということとも関係してくるわけでございますが、県や村の自由度を高めつつ、マネジメントの仕組みを導入ということでございます。従来は、明日香村整備計画の中で、かなり詳細な事業の箇所とか事業量というものを記載していたわけでございますけれども、10年間というスパンの中で、細かい内容を書いていることで逆に事情変更に対応しにくいという面もあったわけございまして、そういう面も考慮して、県や村の自由度を極力高めるという趣旨のもとに適切な修正を行っているということでございます。そして、内容面での自由度を高める一方で、実施状況については適

切に評価をした上で、必要があれば見直しをしていくという意味のマネジメントの仕組みを導入するということを言っております。

以上が大きなポイントということでございます。

資料5の3ページをごらんいただきたいと思います。あわせて、資料7の新旧対照表も同時にごらんいただければと思います。資料5のほうでは、現行の基本方針と今回の新たな基本方針（案）の比較を模式的にあらわしております。大きな基本的な構成というのは、現行の基本方針と特に変えてはいないのですが、内容の面につきまして、先ほど申しましたように、答申の内容を反映いたしているということでございます。

まず、変更点を申し上げますと、1の「明日香村における生活環境及び産業基盤の整備等に関する計画作成の意義」というところでございます。新旧の1ページもあわせて見ていただければと思うのですが、これは昨年の審議会の答申の際にもいろいろとご指摘があったところなのですが、今後、明日香村の歴史的風土の保存の取り組みを進めていく上で、前提としてその意義を、特に明日香村の歴史的な位置づけを強調する必要があるということでございましたので、ここは答申の内容をほぼそのままという形で反映いたしております。具体的には、古代国家の形成の過程とか東アジア諸国との関係といたしますものを入れていただいております。

それから、資料7、新旧は2ページをごらんいただきたいと思います。これも答申で触れられている点でございますが、30年間やってまいりまして、生活基盤の整備は一定程度進んできたわけでございますが、22年度以降、新しい整備計画が必要という前提としまして、人口減少とか少子高齢化といったような村の活力にかかる課題が進展しているということを記載してございます。

2の「計画の期間」は、これまでどおり10年間ということで、平成22年度から平成31年度までということでございます。

次に、3の「計画の基本的方向」ということで、(1)の基本理念のところでございます。ここは答申の方向性の記載を踏まえておりますけれども、まず第1に大きな視点として、歴史的風土の創造的活用、自立、交流という3つの視点を重視するというところでございます。その上で、もう1点は、先ほども申しました、立ちおくれた公共施設の整備水準の向上を最優先する段階から、地域の自立的な発展を目指す段階にあるということを基本理念の中でうたっております。

その上で、さらに配慮すべきポイントとして3点挙げております。新旧では2ページか

ら3ページにかけてということになりますが、1点目は、歴史的風土にふさわしい景観の維持・向上、2点目が、歴史的文化的遺産の保存と利活用の推進、3点目が、歴史的風土を活用した地域産業振興による地域活力の向上ということでございます。

これを受ける形で、(2)の「整備等の方向」というところで、まず第1に景観の維持・向上ということで、内容としては、景観阻害要因の改善とか土地の買い入れ、多様な主体の連携による景観保全活動等をうたっております。

2点目でありますが、歴史的文化的遺産の保存と利活用の推進というところで、歴史展示のあり方についての関係機関の共通認識の醸成、それから関係機関の連携による保存と利活用の推進というものをうたっております。

3点目の歴史的風土を活用した地域産業振興による地域活力の向上のところでは、農林業とか観光・交流の取り組みの促進というものを記載しております。

そのほかの変更点といたしましては、(3)の「諸計画との整合性等」というところで、事業計画に位置づける事業量等に関する記載を削除したというようなこととか、「その他の留意事項」というところでは、マネジメントの仕組みを導入するということで、事業主体間の連携の確保とともにマネジメントの仕組みを導入するところを記載してございます。

説明としては以上でございます。よろしくお願いいたします。

○部会長　ありがとうございました。

ただいまのご説明に関しまして、ご意見、ご質問がございましたら、どなたからでも結構でございますので、ご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。B委員、お願いします。

○B委員　(3)を取り除いた理由は何ですか。

○事務局　事業量等に関する記載の部分でございますね。これは、先ほど申しましたように、従来、基本方針に基づいて、奈良県のほうで整備計画を策定いただいているわけですが、その整備計画の内容として、かなり細かい事業量と申しますか、事業の箇所ですとか、何キロをやって、金額、事業費がどうなのだというところまで細かく記載をいただいていたわけですが、10年間の計画期間の中で、いろいろな事情変更が生じたときに、細かく書いているがために、かえって変更とかということが対応しにくいという面もございました。昨今の地域主権、地方分権という流れもございますし、あるいは今回の答申の中でも、主体性を生かして自立的な発展をということもございましたので、

極力、内容につきましては、奈良県なり明日香村に自由度を持って記載していただくという趣旨のもとに、このような修正をしたということでございます。

新旧が、ちょっと書き方が悪くて申しわけないのですが、(3)は特段変更はございませんで、(4)の「その他の留意事項」の一番上の○のところを削除したということございまして、(3)ではなくて(4)でございました。申しわけございません。

○B委員 はい。

○部会長 ほかにございますか。H臨時委員、お願いします。

○H臨時委員 特に異論があるわけじゃなくて、大変よくできていると思うのですが、1点だけ、特色が今回の基本方針にあると思うのですね。「歴史的文化的遺産」という言葉を使っていて、これは今までなかった言葉だと思うのですね。今までは「歴史的風土」という言葉を使っていたけれども、歴史的文化的遺産を利活用するとか保存するという言い方がしてあって、これはいいことだと思うのですね。

最近、「遺産」という言葉はいろいろなところで使われているし、ここも今、世界遺産のことも目標にあるというのもありますし、各所で「産業遺産」とか「機械遺産」と言われてきていて、そのとき思うのは、何で「遺産」という言葉が世の中でこれだけ、わりあいマスコミ受けがいいのかというと、おそらく遺産というと、遺産相続とかあるわけだから、昔の世代から今の世代に引き継いで、これからまた次の世代に引き継いでいくというニュアンスがそこに込められているというのがすごくいいことだと思うのですね。

つまり、物があって、物が大事で、その周りで人間はその物を守るために一生懸命努力をして、物だけが守られているというのではなくて、やっぱり人間中心でそれを受け継いでいくという感じが、言葉としてニュアンスがあるから、世の中でわりあい評判がいいのではないかと思うのですよ。

そうすると、これは希望なので、かなえられなければいいのですけれども、守っていくというだけではなくて、それを次の世代に受け継ぐというようなところを、もうちょっとまい表現で、1カ所、次代に引き継ぐとあるけれども、そういうニュアンスがもうちょっと出るといいのかなと。そうすると、今やっていることが、次の世代のために頑張っているのだという雰囲気が出るというのはすごくいいことじゃないかなと思うのですね。

ないというわけじゃないので、どこが悪いと言っているわけじゃないのですけれども、うまくそういうニュアンスがもうちょっと出ると、基本方針としては大きな感じがするのではないかなと思います。それだけです。

○部会長　　ありがとうございました。確かに、なかなか文章を、私も感動しながら聞いておりましたところがたくさんありまして、古代国家形成の記憶をとどめるというような表現であったり、今おっしゃった文化的遺産を含めて、非常に基本方針に対してもよく表現されていると思いますが、今おっしゃった、次にもというようなことですね。どこかございますかね。どこか表現されている……、全体にそのようなニュアンスのところもありますし、また、基本的方向のところでも、これからの利活用推進というところでも、そういったニュアンスを若干述べられているところもあるとは思いますが、ほかに、どなたかご指摘、ありましたら教えてください。

○事務局　　ただいまのH臨時委員のご指摘でございますが、まず、意義のところでも若干、「後世に引き継ぐ」というくだりはあるにはあるのですが、よりその趣旨を明確といえますか、強めるという意味で、基本的方向の中でも、「継承」という文言を入れる形で反映いたしたいなと考えております。

○事務局　　新旧対照表で申し上げますと、2ページの上から3分の1ぐらいのところですが、今の原案でも、「住民の理解と協力の下に後世に引き継ぐため」という表現はございます。ただ、後の計画の基本的方向のところですが、3ページの頭のところは、「歴史的文化的遺産の保存と利活用」とだけ書いてあるので、ここの「保存」の後に、例えば、「歴史的文化的遺産の保存・継承とその利活用の推進」というふうに修正してはどうかと。

加えて(2)の、それを受けた整備等の方向のところにも、同じ表現が②に出てまいりますので、そのところについても、「歴史的文化的遺産の保存・継承とその利活用の推進」というようなことでどうかと。本文のほうも、そこを表題に従って直すというようなことではどうかと事務局としては考えておりますが、どうでしょうか。

○H臨時委員　　ありがとうございます。そういうふうに言っていただけると、すごくいいのではないかと思います。

○E臨時委員　　その点に関連して、新しい文化の創造というような言葉を入れたらどうかと思うのですが、継承という、ただそれだけではない、要するに、ここで言っているのを、歴史的遺産を保存・活用することが、ある意味で日本の新しい文化の創造につながっていくというような位置づけをされたらいかかと思えます。文化財保護法はそういった趣旨のことを盛り込まれていて、ここは、これは大げさなので必要ありませんが、世界文化の発展に寄与するということが謳われていますので、新しい文化の創造というような言葉を入れていただいたらいかかと思えます。

○部会長 1番の意義というところの中に、今、E臨時委員がおっしゃったようなことが少し謳われるというようなことでもよろしゅうございますよね。いかがでしょうか。

○事務局 にわか仕立てで恐縮でございますが、今ちょっと相談をいたしまして、新しい文化の創造につなげていくという、基本的な考え方を入れるとしたら、やはり意義のところかなと思っております。それで、冒頭申し上げました、2ページの「後世に引き継ぐため」というくだりがございますが、引き継ぐためだけじゃなくて、引き継ぎ新しい文化の創造につなげていくためとか、そんなことで理念の中に入れてはどうかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○部会長 E臨時委員、いかがですか。

○E臨時委員 はい。

○部会長 このところが、後世に引き継ぐというところを、今おっしゃったようなところの文言の……。

○事務局 個別のところはちょっと、事業で、書き込みにくい部分はありますので……。

○部会長 具体的になりますよね。

○事務局 頭のところでそういう考え方を……。

○部会長 ありがとうございます。

○D臨時委員 前回までの中で、奈良や京都とは違う明日香らしさということで、今回、意義のところ、日本の国家としてというような部分を入れていただいたり、幾つかのものが入ってきているのですけれども、すごく残念だなと思うのは、最後のところに、マネジメントの仕組みの導入というところなのですね。これは地方自治体でもどこでもやっているのです、逆に言えば当たり前の所作であって、それを、その前の、新旧対照表によると、例えば「総合的・戦略的・計画的に取組を推進する」とか、あるいはその前の③のところであるとすると、「他の地域にはない貴重かつ魅力的な資源である歴史・文化を十分に活用した地域産業振興を推進する」というようなお話があって、前回まで、いかに明日香村がほかの奈良や京都に比べて、なかなか観光客とか修学旅行客が増えないとか、あるいは、農業とかそういう地産地消を生かしたのもなかなか十分には回っていかないというような、そういうものに対する地域活力がそのままでは失われていくということに対して、国として、明日香法というのがある意義みたいな部分としというふうに、そのような議論をかなり重ねてきたかと思うのですけれども、それが、最終的に施策自身につなげるマネジメントの仕組みを導入するという、これによって、今まで問題とされてきたものが本当に

改善されるのかという。

これはもちろん、奈良県の今後の計画がどういう形になるかということを持たなければいけないのかもしれないのですけれども、パワーポイントのこちらの、例えばこの5点を見ると、変な話ですけれども、どこでも言われる、いわゆる歴まちとかで言われているようなところとか、あるいは地方行政団体で言われているところで、マネジメントの仕組みを導入するというところでしかなくて、このマネジメントがどういうものであるとすると、ほんとうに明日香村で有効に機能するものになるのかというようなところが、これは表現の問題なのかもしれないのですけれども、体制とかも書かれていないからかもしれないのですけれども、いわゆるPDCAのサイクルで、とりあえず評価して進めていきますよというだけでは、何となく、本当に今まで進まなかったものが進むのかというところが、結構、意義とかを膨らませていただいたわりには、しりすぼみになってしまっているような感じがするのですけれども。これについて、私は具体的に、今すぐに改善案ということではないのですけれども、今までで言うと、マネジメントの仕組みを導入するというだけでいいのかなというところが気になりますが、その下に、「有機的連携の下に総合的かつ効率的に実施されるよう」という形では書いてありますが、その辺についてはいかがでございませうでしょうか。

○事務局　マネジメントの仕組みについてのご指摘でございますが、これまで整備計画を30年やってきまして、十分な評価、検証というのが行われていなかった面があるという反省もありまして、その点は答申の中でもご指摘いただいていた部分でございます。今後、事業、施策をやりっ放しではなくて、適切に見直して、また、それによって施策間の連携も深まるということで、マネジメントの仕組みの導入というのを入れたわけでございます。

マネジメントの仕組みにつきましては、今後、奈良県あるいは明日香村等の関係者とよく相談をしながら、具体化をしていかないといけないと思っております。基本方針の今の時点では、残念ながら、こういう形でやりますというご提案、ご説明がまだできるに至っておりませんが、今後、ご意見を踏まえまして、より施策の実効性が上がるような形で、マネジメントの有効な仕組みも関係者で詰めてまいりたいと考えております。

○部会長　いかがですか。

○D臨時委員　まあ、いいとは思いますが、この5つのところに、ポイントとして、ただマネジメントの仕組みの導入というのは、やっぱり何かあれなので、マネジメントに

対する、何か修飾語といったものを入れられませんか。どういうマネジメントなのかという。ほんとうの事業評価としてやっていきますよというだけでいいのかというあたりですけれども。

○部会長　今後10年の中でやっていくことですので、今すぐ全部のというのはちょっと、方向性のみになってしまうのかもしれないね。

○事務局　目標としては、歴史的風土の保存という目的がより高められるようにということですので、それ以上のものではないのですけれども、今後検討を深めていくということで、ご理解いただけないでしょうか。

○部会長　よろしゅうございますか。

○D臨時委員　はい。

○部会長　今後、地元とも協議をしながら、10年の中で進めていくということで、また継続していろいろとご意見をいただきたいと思います。ありがとうございました。

○事務局　具体的にどういう修飾語を入れればいいのかというのが、ご示唆いただければと思いますが。

○D臨時委員　もし入れるとすると、例えば4のところの総合的・戦略的・計画的みたいなものを少し取り入れて、戦略的とか、あるいは持続的な成長を促すとか、そういうような意味の言葉を入れると、通常のための事業施策のマネジメントだけではなくて、もう少し戦略的にやっていけるものなのかなというような意味合いを入れていただければいいのかなと。通常、このような形で全部文言を読むと、それなりに何だろうと思いますけれども、パワーポイントの中で入っているマネジメントの仕組みの導入が、これは新しいのかと言われると、本来やるべきことがたまたま文言として出ていなかったということだけであって、新しい今後の10年のためにやるものとしてはやや不足ではないかという意味合いなので。

○事務局　新旧対照表で見させていただきますとわかりますとおり、今までは「フォローアップ体制の充実に努め」と書いていまして、10年間の計画で、10年たったらどうなるかというぐらいの緩い形だったんです。それで、公共施設整備とか各事業も、一年一年チェックというよりは、そういうことだったのですけれども、もう少しそういう意味で、今回、フォローアップ体制の充実ということにかえて、「より効果的な施策実施につなげるマネジメントの仕組み」という表現に変えてきたということでもあります。マネジメントって、昨今では確かにPDCAは当たり前になっているのですけれども、十年前の、おそら

くこの方針を国がまとめ、それに従って県が今回の整備計画をまとめてきたときには、まだそういうふうなステージだったのかなということ、確かにD臨時委員がおっしゃるとおり、今では当たり前というのも理解するのでございますが、明日香村は小さな組織で、県の支援を受けながら一生懸命、歴史的風土を生かした地域づくりを進めておられる中で、少しでもそういう成果を検証しながらやっていくような物の考え方というのを、県が基本方針を受けて、これからつくられるときにはご配慮いただいたほうがいいのではないかと、ということで、国土交通大臣として基本方針をお出しするということでありまして、特に基本方針をまとめるに当たっても、事務局からも申し上げましたけれども、地域主権という中で、国がはしの上げおろしまで言う時代ではないということも踏まえながら、その一方で、明日香村の風土というのは唯一無二、かけがえのない国民全体の資産であると。

したがって国の積極的な関与も必要だということ、今回の方針をまとめるというのが、これを書いた事務方の気持ちだと思っております。あとはそれをどう表現するかだと思っておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

○D臨時委員　それであるとすれば、多分こういうものはそのまま外に出ていきますので、こちらのほうの表現を……。

○事務局　むしろパワーポイントのところの表現ですね。

○D臨時委員　そうですね。こちらの内容にはそういうことがきちっと盛り込まれておりますので、この辺を少し工夫していただければと思います。

○事務局　わかりました。

○部会長　ありがとうございました。どうぞ。

○C臨時委員　今のD臨時委員のポイントも含めまして、二、三意見を申し上げたいと思っております。

まず、基本方針が今後、国土交通大臣から奈良県知事あて通知という文書の性格ですが、私、ここへ入っていますので、別に通知をいただかなくても、ここで決定して、ここで反対なら反対と言いますが、国レベルから地方へおろすというようなニュアンスが従来からあって、だから基本方針というのはえらい厳密な吟味があるような雰囲気があるのですが、また、新旧を見ればわかるのですが、かつては内閣総理大臣から通知だったのですが、今度は国土交通大臣から通知で、その点に不足があるわけじゃないのですけれども、この構造を察するに、明日香の文化財の保存主体が、文部科学省と国土交通省で非常に勢力争いがあった経緯の結果かなという、これは察するだけですけれども、明日香法は、思えば、

改めて感謝しなければいけないのですけれども、野呂田衆議院議員が力を入れて、都市公園的な整備の保存ということを主眼に置いた、都市公園の整備を導入された最初のプロジェクトであろうかと思うのですけれども、その点は大変感謝申し上げます。

それと、文部科学省は、文化財は自分のものだということとずっと来ていた。それとの抵抗の歴史のようなこともあるのですが、高松塚の経験から、文化財は専門家と称する非専門家の手にあるものじゃないということがよくわかったわけですね。地域の関与をもっと高めないかんと。その値打ちを、もっと意味を共有せないかんとという方向でここ数年動いてきたのは、大変画期的な評価だと思います。

それを踏まえると、今後ということは、大いに示唆するところがあると思うのですけれども、そういたしますと、今度の整備方針で、1つ出たのは、県に、今後の展示の仕方を考えなさい。そうすると、これは国のほうで国土交通省と文部科学省が調整すると、上まで上がると大臣間の調整になるので、一応ここで、社会資本整備審議会ですて、通知は内閣総理大臣の名前で出すから、文部科学省もよく知っとけよみたいに、これは奈良県知事あてじゃなしに文部科学省あての通知というような性格が、実は霞が関ではあったように思うのですけれども、今はそんなこと必要なくて、地方と国との関係で言えば、地方のこういう協議をしていたこと自身が大いに値打ちで、そこで議論をしていただくことが、大いに地方のあり方、やるべきことを示唆していただくという内容自身が意味があるというふうに感じております。

そのコンテキストで言えば、それを継続的にやるという意味でマネジメントというふうに理解しております。すると、それを継続的にやる主体は、国が継続的に明日香のことをやるという動機はあまりないような気がして、地方としてはありがたいことでありますけれども、そんなにたくさんの古都なり保存の対象があるのに、なかなかそうはいかない。これは地方がマネジメントするというのを示唆していただくというように思う。すると、今後のサイクルを地方で起こして、できれば皆様の手を煩わして検証していただきたいという意欲を示すほうがいいのかなというふうに思います。

その際は、国土交通省に対してだけか、文部科学省に対してもかというのは、これは地方の自由度はそういう面であります。文部科学省を入れても、同じ場所、同じ対象ですので、文部科学省の意見もこの際、地方の会議に対して言ってくださいということ、マネジメントの範囲を広げるというようなことも可能かもしれない。それは文部科学省の調整で。昔のように文部科学省が、私のところは私でやりますよというスタイルでは多少なく

なって、平城京の国営公園化でも大変弾力的になってきた。時間的にも、文化庁から公園緑地課に引き継いでいただくというご時世になってきましたので、あるものの値打ちの共有化というのはとても大きなことであろうかと思いますが、その場所というのは、協議をしたり、意見交換する場所が必要かと思うのですが、彼らも入れてですね。

それはマネジメントサイクルの中でやるのか、別でやるのかは別にして、明日香の値打ちというのを両方から、社会資本の整備対象としてと歴史物の保存の対象としての値打ちというのを価値を共有化してもらおう。それは霞が関でなかなかできなかったかもしれないのですけれども、その場所が一つということを通じて共有化してもらおう。イニシアチブをどこがとるかということはありませんけれども、地方としては、明日香のことを考えていただくのは大変ありがたい。また、何かの整備の手段を持ち込んでいただくのは大変ありがたいという観点で、イニシアチブをとらせていただく、その場を設定するという意味では、それがマネジメントサイクルに進化するということであれば大変うれしく思いますという意見で、1つはそういうことです。

もう一つは、自立ということをよく言っていただくので、ありがたいのですけれども、県はあまり自立ということを要求したことはないので、自立というのはどういうことかなと思って、明日香村さんは自立ということを多少志向が、凍結的保存の対象で、こういう値打ちを共有化して、どういう整備をすればいいのか議論をして、国は助けてやるよと言っていたことが大変大きなことでありまして、意見の方向性の調整、共有化というのはとても大事で、あまり自立と言っていただくから、何か見放されているような気もするというのは、ちょっとひがみも言って、そういう受け取り方でもないのですけれども、もっと協調して、国と地方も、あるいはあまり書けなくてもいいのですけれども、国同士の部局も協調するというセンスを読み取らせていただきたいというふうに思います。

最後に、基本方針の第1項が、明日香村における生活環境及び産業基盤の整備等に関する計画、これは文化庁に遠慮してこういうふうを書いておられるかもしれないのですけれども、文化財の保存、村全体が文化財、歴史物というようなことから始まってきているわけですけれども、村長がおられますけれども、明日香村の値打ちは、産業基盤のないのが値打ちみたいなどころにもなっていて、何もないから明日香村じゃないかというような感じなのですが、産業基盤の整備というのは何だかぴんとこないというような感じもするのですけれども、そうすると、基本方針の中で、明日香村の整備の基本構造が凍結保存ということを書いて、そのために投資してやるよみたいな感じで、凍結保存がちょっと解除さ

れてきて、明日香村の値打ちをみんな認識して、ちゃんと保存して、今風に活用、楽しんでもらおうというような方向になると、産業基盤の整備というのはちょっとぴんとこない。これは基本構造のかかわりになりますけれども。

そんな意見はありますが、全体の内容については全く文句はございません。これで通知していただいても、指示していただいても、命令していただいても、何でも結構でございますので。

○部会長　ありがとうございます。今のC臨時委員の意見について、何かコメントございますか。

○事務局　今回の方針なり、あるいは今後ご審議いただく整備計画が、通称「明日香法」と呼んでおりますけれども、明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法に基づいたプロセスで動かさせていただいているということで、参考資料4に資料をつけさせていただいておりますが、この法律で、C臨時委員のご指摘のとおり、2000年までは内閣総理大臣が主務の法律ということでございましたけれども、2001年の中央省庁再編の中で、内閣府の事務を、それぞれ省庁を大ぐくりにすると同時に、各省に移管をするという一連の動きの中で、国土交通大臣の事務というふうなことで、この法律が私どものところに来たということでございまして、それまで、10年前の計画の策定に当たりましては、全体の事務局を総理府の管理室のほうがやられて、それぞれのパートとして、私どもの旧建設省の都市局と、もちろんご指摘の文部省の文化庁が携わっていたというような仕組みでございます。

この法律でいいますと、国が基本方針を決めることになっておりますけれども、2ページ目の上のほうに書いてありますとおり、法律の中で、明日香村の整備基本方針、正確には明日香村における生活環境及び産業基盤の整備等に関する基本方針というような法律の枠組みになっておりまして、おそらくこれは推察するに、55年の時点で、規制と生活環境及び産業基盤の整備ということで、ついに法律上整理された枠組みだろうと思っておりまして、この法律の枠組みを受けて、今回も、勝手に名称を変えるわけにもいかないものですから、名称は「産業基盤」というのが入ったままになっておりますが、実質的に中身も、生活環境の整備にしても、キャッチアップ型ではなく、歴史的風土と調和したものであるとか、あるいは産業についても、具体的な記述があまりありませんが、観光とかそういうものを中心の記述にさせていただいているというのが実態でございます。

それと同時に、方針を定めるに当たりましては、この下のほうにございますけれども、

法律の4条でございますけれども、関係行政機関の長に協議するということで、文部科学大臣にも、今回の審議会でこれだという原案が決まりました時点で、各省に協議をかけた上で、正式に各省庁の了解を得た上で、国土交通大臣から県に通知をさせていただくということでございます。もちろんこのドラフトをつくるに当たりまして、最も関係が深いのは文化庁でございますので、文案作成についても両庁で協議をしておりますし、今日も、文化庁の担当も来ていただいているというような状況でございます。

いずれにしても、古都における歴史的風土の保存につきましては文化財行政と切り離せないものでございますし、後ほどまた、古都だけじゃなくて、歴史まちづくり法ということで新しい枠組みも、この部会でもご議論いただいた結果、新法にもなっておりますので、基本的にそういう姿勢で取り組んでいくということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

あと、自立の件については、この前提になる審議会でもいろいろなご議論をいただいて、答申がまとめられておまして、基本的にはその答申の線を踏まえながらということでございますけれども、また具体的に記述等、何かありましたらご指摘いただきたいと思いますが、また、村のご意見もあると思います。そんなことで。

○部会長　　ありがとうございました。

大きな基本方針ということで、主体の中心はあくまで地元になると思いますので、ぜひその方針の含むところということをお含みいただきたいと思っております。

○部会長　　はい、A委員。

○A委員　　一委員としてちょっと気楽な立場で……、数点ほど意見を申し上げます。

対応については事務局と部会長にお任せしますが、1つは、今回、整備基本方針の新旧対照表、資料7でございますが、見ていまして、1点気づいたのは、国の文書では珍しく片仮名がないのですね。外来語がない。だから、やはり古都の審議会の文書だと思いますが、最後に、実は前回フォローアップという文字がありまして、私、このことに気がつかなくて、そういう目で見なかったのですが、今回、「マネジメント」という外来語が一言だけあります。もしこれが漢字、大和言葉で言いかえ可能であると、見事にすべて漢字、片仮名で、アジアは地名はしようがないと思うんですが、場合によっては漢字で書いてしまう手もあるのですけれども、言いかえが可能であればどうなのかなと。

と言いながら、マネジメントは今回の重要なキーワードなので、絶対変えてくださいと言うつもりはありませんが、せっかくなので、見事に片仮名がないなというのちょっと

おもしろいかなと思いました。これが1点です。

それから、資料5のパワーポイントの4ページ目がわかりやすいので、これでお話ししますと、今回、方向を5点まとめてありまして、先ほどH臨時委員からもご指摘がありましたように、右上の「歴史的文化的遺産の保存と利活用の推進」、これが出てきたのがかなり大きいと思っています。そこで、せっかくここに飛鳥京苑地の写真がありますので、飛鳥京苑地の整備の必要性は、以前からも、私も大変そのように思っておりまして、また、水落遺跡もまだみすぼらしい状況ですが、これは国としておやりになりたいというご意思なのか。

そこら辺を含めて、いずれにしろ国が積極的に、特に飛鳥京の苑地は応援していくべきと思いますが、整備方針そのものであり、基本方針ではありませんが、もし何かお考えがあるようでしたら、お聞かせいただければと思います。それが2点目です。

3点目が、平城京と明日香が古都区域でありまして、その中間のエリア、つまり藤原京とかのエリアについて、今回の基本方針の対象ではないわけですが、より密接に関連があって、そろそろ国土交通省と文化庁と、また地元の奈良県でいろいろ相談したり検討する場が、既にあるのかもしれませんが、オフィシャルにはないと思うので、その間の地域をどうするかをぜひ、古都区域で指定されている場所もあるわけですが、中間のエリアについてどうするかをいろいろ考えていただいたほうがいいのかと思います。これは意見としてだけ聞いておいていただければと。

もう一つは、もしお聞かせ願えるようでしたら教えてほしいのですが、現在、既に国営公園になっている甘樫丘のところが発掘調査が進んできて、蘇我一族の屋敷があったと言われていた場所ですが、いろいろな成果が上がってきていますけれども、そうなりますと、現在の国営公園の区域そのものの、あそこを将来どうするのかというのが、今のうちからいろいろ国土交通省と文化庁で、また地元の自治体と相談して、少し中期的な目で考えて、大変重要な場所で、しかも大化の改新の舞台の場所ですので、そこら辺を何か検討するご意思があるのかどうかとか。地元の国営公園の組織もありますので、ぜひ取り組んでほしいなと思いますが、何かご意見があるようでしたらお聞かせいただければと。

以上、4点です。

○部会長 4点ということでございますけれども。

○事務局 まず、マネジメントの言いかえでございますが、ちょっと知恵がすぐには出ないのですが……。

○A委員 管理もちょっとかたいですね。

○部会長 ちょっとかたいですか。

○事務局 「進行管理」というのも何となくあれですし、「政策評価」というのは余計に何かかたい……、ちょっと汚れたといいますか、手あかのついたイメージがあるかもしれませんが、今のところ、「マネジメント」で仮置きさせていただいて、何かご指摘がありましたらと思っております。

それから、飛鳥京苑地等であります。基本方針では、歴史展示のあり方を今日の中心に議論をしていただくということになっておりまして、おそらくこの基本方針を受けた整備計画の中で、具体的な史跡の今後の整備の方向も県中心におまとめいただけるのではないかなと思っております。むしろ県中心の事業を支援するような立場に国が回っていくのかなとも思っております。

それから、今、進めております国営公園の部分でございますけれども、もちろん新しい調査結果等も踏まえていろいろ勉強しながら、また県ともご相談をしながら、今後、進めていくことになろうかと思っております。以上でございます。

○部会長 ありがとうございます。大分時間も押してまいりましたけれども、よろしいですか。では、ちょっと短目をお願いいたします。

○B委員 今、この法律に関して、議論をするというか、提案させていただくということの中で、私がよくわからないのですが、10年間、この法律を実施していくということになるわけですね。そうすると、この規制が10年後に影響を及ぼすものだと思うのです。前は生活というものを重視したものが、今度、設備とかいろいろになって、今後の10年間に関して、何を日本政府が自分たちの遺産として残していくのかということだと思うのです。必ずしも、どこの地域も、国が管理するばかりの遺産だと思わないのですね。

来年、世界遺産になるわけですね。レジスターされるということに一応なるのですか、ならないのですか。

○G臨時委員 24年度に。

○B委員 ですよ、再来年。

○G臨時委員 希望で。まあ、ちょっとね。

○B委員 希望ですよ。世界遺産になったときに、生活される方々がどう守られていくのか。地元の方々は結局、世界遺産と言われますと、たとえば、白川郷などでの問題は、人がずかずか自分のプライバシーのところに入ってこられてしまうと。そういうところを

どのようにとめていくのかとか、または、これは国立公園、国の管理する都市公園として見ていくのかとか、または、先ほど知事のお話の中で、これは県が管理したり、県が一応主体を持ってということになるならば、明日香だけではなくて、日本全国にあるこういう遺産をどうやって守っていくかということがすごく大きなポイントだと思うのです。国が全部の面倒を見るというわけにいかないわけですから、これをイギリスのナショナルトラストのような形で、もちろん土地は国のものでありながらも、これはトラストに預けると。県ごとにトラストを持ちながら、例えば過疎になり始めているところは固定資産税が払えないとか、または、本当にぼろぼろになっている農家とかそういうところが県のトラストに差し上げるのか、それとも、そのときの金額で買い上げながら、それを一つ一つ足していきながら、点を面にして、その一つの大きな面積を守っていくのかとか。イギリスのナショナルトラストですと、メタル探知機を持ってきて、地面に入っているものをみんなで掘り上げて、持って帰ったりするときの法律があります。日本ではきちっとできているのかとか、そういうものがたくさんオーバーラップしていくと思うのですね。

ですので、マネジメントという文言が先程から出ていて、私が非常に関心を持った理由は、各場所にマネジメントという言葉がもっと強く出るか、むしろマネジメントのほうが先に打ち出されて、これを全部どうやってマネージするかによって、各問題が出たときにどのように処理をしていくのか。それとも、決め事をしていくのかということがとても重要な気がするのです。一番下の最後のところにマネジメントじゃなくて、上のところにマネジメントという言葉を持っていかないと、こういう問題が発生したときどうするのかということをマネージしていく上においてのいろいろな施策をつくっていく法律として、これがあれば、各地域に違う問題って、出てくると思うのですよ。

例えば白川郷とかその辺は、歴史的な場所を守るために保全するには、商業が主体となっているわけですから、道路を迂回させない。私たちの前を通らないと観光客が物を買っていけないとか、明日香の場合は商業というのを何として考えるのかとか、あと、イギリスのナショナルトラストの中で、商業、産業というのは何かというと、昔からの手法で農業をやっている広い面積だけに、それが、お野菜が高く売れるための、農産物が売れる一つの材料になっているわけなのですね。ですから、それを逆に商業として見る地域になるのかという。

そういうことも含めながら考えるなら、マネジメントというのは、もうちょっと優先として出てこなければいけない言葉になるのではないかなという感じがいたしました。

○部会長　ありがとうございます。

後で歴史まちづくり法のご報告もありますので、そういうところで、もう少し今の問題についてもお触れいただけたらいいと思いますが、何かコメントがございましたらお願いします。

よろしいですか。後で歴史まちづくり法のところで、今、B委員がおっしゃったことは随分出てくるかなというふうにも、今の進行状況と、マネジメントという言葉を使うならば、マネジメントの一つの進行状況も出てくるのかなというふうにも思いますけれども。G臨時委員、どうぞ、お願いいたします。

○G臨時委員　まずもって、こういう議論の場を持っていただいて、皆さん方お忙しい中、議論していただいていることに対して、心から御礼申し上げます。

基本的に、いろいろな意味で、今回もよく議論していただいて、各項目をつくっていただいたなという思いをいたしております。ただ、30年間の明日香法の施行、そしてまた、明日香法ができる10年か15年ほど前に我々が心配した、当初の課題が出てきている。といいますのも、明日香村は橿原市の隣でして、吉野の山奥でも北海道の山奥でもないのですよね。

当初に疑問を持ったのは、基盤造成、農地造成といった現状変更を1つとっても、なかなか認めてもらえなかった。棚田はいいよ。景色もいいよ。しかし、それは住民のためになるのかなと。国民の癒しのためになっても、住民のためにどこまでなるのかなという疑問と、やはり活力がなくなると人がいなくなって、子供がいなくなってしまう。私自身中学生時代では1学年で約200名近くいた。今は30名に近い。40名を切っている。これ1つをとってみても、小学校、中学校を一つにして一貫教育を行っていくというような課題が発生しています。

明日香保存が叫ばれ出した40年前の社会状況とは違い、子供たちがいなくなり、そういうことから、子供たちがいなくなったというのが、そうしたら、だれが明日香村の歴史的風土保存にかかわっていくのか、といった状況にあるのです。やはり若い者が働く場所がなくなった。これが一番致命傷になっている。このように30年間の法律施行の中で、功績があるわけです。

一方、明日香の場合は、中山間地でもありますし、農業としてのなりわいが成り立たなくなっている。そのうえに、古都の買い上げ地、史跡指定地等々も、田んぼは田んぼ、畑は畑、いくら買い上げて行政財産になっても、その管理というものは必要やと思います。

そういう制度というものはおのずとあって、プラス何かがあると明日香の農業というものも成り立っていくであろうと。

さらに今のエコ時代に、主流になるであろう太陽光発電の取扱です。私はいかんことないと思うのです。瓦に似合った意匠・形態をうまく工夫して開発してほしいと思っています。私はこの法律はすばらしいものやと思います。ですから、それぞれの時代や社会状況を踏まえた柔軟な対応を願いたいと思っています。

全村にかかっている規制という枠組みを保存を担う住民がその場所で住み続けられるよう、また、人がいなくなるような活性化策を創出したいと思っており、このことを理解してもらいたいと思っております。

そういうことで、知事さんに観光の面とかいろいろな面でご支援いただいて、これまでとは違った保存と歴史の分かりやすい解説・展示、あるいは産業による活性化に向けたい。

それと、明日香村整備基本方針（案）における見直しのポイントで、地域資源である景観や歴史・文化を地域活性化に活用する、があります。私はこれですばらしい明日香地域をつくりたい、知ってもらいたいと思っています。これを生かした産業立地の話もありまして、なんとか実現したいと思っています。

○部会長　　すみません。今日、議決してしまわないといけませんので、お思いは十分わかっておりますが、ちょっと最後を締めただけでしたらと思います。よろしくお願ひします。

○部会長　　活用から、もう少し明日香を……。

○G臨時委員　　明日香という名前を使った活用の仕方もあるのと違うかなと。

○部会長　　明日香という名前そのものをという意味ですね。

○G臨時委員　　はい。

○事務局　　今のG臨時委員のお話でございますけれども、具体的な、できればこの方針を受けた整備計画の中で、県が作成される中にそういう趣旨なり何なりを織り込んでいただければということで、おっしゃっているのは明日香ブランドみたいなことだと思うのですが、基本的な考え方を受けた具体的な施策の展開の中で、また生かしていただければと思っております、できれば基本方針はこのままでいかせていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○部会長　　具体的な一つの施策の中で生かしていくということですね。よろしゅうございますか。

○G臨時委員　　どうですやろか。これは法律的なこともいろいろあると思いますけれども。

○部会長　　大きな方針ですのでね。また10年かかって具体化していかなければなりませんので。

○G臨時委員　　5年で見直してあげようということもありますので、別段、今日どうのこうのという形でもないと思いますので、私はそういうことも大きな地域資源やという理解をしています。

○事務局　　おっしゃるとおり、明日香というブランドといいますか、名前の重みみたいなものを、どうやって具体的な施策に展開していくのかなということでもありますので、この方針、冒頭にも、継承だとか新しい文化というような文言も織り込みましたので、そういうものを受けて、具体的な施策の中では、G臨時委員のご指摘も踏まえた形でくみ上げていくというようなことができればと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○部会長　　ありがとうございました。ぜひ広報といいますか、名前がより知らしめられるような方向も探っていきたいということ、具体の中で入れ込むということをお願いいたします。

さまざまご意見、ご審議いただいておりますが、すみません、なれない部会長でございまして、時間が押してきておりますけれども、このあたりで、ご意見を踏まえまして、ご審議いただきました、明日香村における生活環境及び産業基盤の整備等に関する基本方針の修正は、今お配りいただいておりますが、この修正箇所につきましてご説明いただけますでしょうか。

○事務局　　ただいまお配りいたしました新旧対照表で、2ページですが、赤字になっているかと思いますが、意義のところ、歴史的風土を後世に引き継ぎの後で、新たな文化の創造につなげていくということで、これはE臨時委員のご意見を反映しているところがございます。

それから、3の基本的方向で、3ページでございまして、歴史的文化的遺産の保存にとどまらず後世に伝えていくという意味を込めまして、継承ということを入れております。

以上でございます。

○部会長（上村部会長）　　ありがとうございます。

今、修正箇所をご説明いただきました。本日のご意見を踏まえまして、明日香村におけ

る生活環境及び産業基盤整備等に関する基本方針につきまして、当歴史的風土部会として、適当であると議決をしたいと考えますが、いかがでしょうか。ご意見ありますか。どうぞ。

○D臨時委員 先ほどのマネジメントのお話ですが、片仮名とかいう問題ではなくて、県知事もおっしゃられたように、もう少し体制というか、先ほどの話と、文化庁と国土交通省と、あと、先ほどG臨時委員からありました農林水産省とかも含めると、運用か、運営管理とかという名前にしておけば、体制も含めたような、要するに私がさっきから言っている、定期的に把握、検証、評価するという、それだけをマネジメントだと言ってしまふと非常に軽いので、運営管理とかという言葉で使うと、そういった体制も含めて効果的な施策実施につながる運営管理の仕組みというような、そんな感じにすると片仮名もなくなって、先ほどB委員のおっしゃられたような、もう少しマネジメントという意味合いが深くもなるのではないかと思います。

○部会長 どうでしょうか、運営管理でよろしゅうございますか。

○C臨時委員 運営管理でもいいですが、「マネジメントの」をとれば、施策実施につながる仕組みを導入して、意味がわかるのではないですかね。余計な言葉が入っていたなと。

○A委員 もう一つ提案で、あまりやると混乱してしまうのですが、例えば地域運営とかそういう言葉にして、地元、それは奈良県明日香村のいろいろそういうものを尊重してという、また大いにやっていただいてという形で、管理指導はだれがやっているのかというのがあるので、地域を入れると……。

○部会長 主体がはっきりしますからね。

○A委員 かなりわかるので、地域運営とか……、地域管理はやっぱりちょっとかたいしね。

○部会長 地域運営ですね。

○A委員 ぐらいのほうが。そうすると、いろいろ地域とかG臨時委員の思いも入ってくるかなと。どうでしょうか。

○部会長 そうですね。地域という一つの主体が……。

○事務局 それも含めて、C臨時委員のおっしゃった仕組みという言葉で包括的に表現させていただければと思うので、「マネジメントの」というのだけを取れば、仕組みということでは表現できるのではないかなと思っておりますが。何度も繰り返しますが、具体的な行政間の連絡なり何なりも含めて、整備計画の中でうたい込むということではいかがでし

ようか。

○部会長 どうでしょうか。仕組みの中に、地域運営、地域というの。

○事務局 地域運営ですか。

○部会長 地域運営の仕組みという。

○事務局 これは地域運営の仕組みじゃなくて、あれでしょう。施策だから、ちょっと。

○部会長 仕組みの中に、その地域というのも含めるということですか。

○C臨時委員 国土交通大臣から奈良県知事に当てられる文書の吟味ですので、意見を言うというよりも、別に地域運営が入ってなくても、そのように、これは計画づくりの基本方針のようなものでございますので、今日のご意見自身が大変貴重だと、繰り返しになります、思っておりますので、そのような地域運営の観点も含めた仕組みをつくるというふうに心がけさせていただきたいと思っております。

○部会長 それでは、仕組みという言葉の中に大きく包含するというようなことで、この文言で議決したいと考えますけれども、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

○部会長 ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきたいと思っております。この基本方針を含め、今後の扱いのスケジュールについて、ご説明をよろしくお願いたします。

○事務局 資料8をごらんください。本部会で議決をいただきましたので、明日香村の整備基本方針につきましては、都市計画・歴史的風土分科会として議決したということにさせていただきます。

この後、必要な手続を経ました上で、後日、社会資本整備審議会長名で国土交通大臣に回答されるということでございます。

その後、今月中を目途に基本方針を定めまして、奈良県のほうに通知をするということでございます。

その後、県におきまして整備計画の案を策定していただきまして、また後日ということになりますが、次回、歴史的風土部会を開催させていただきまして、またご審議をお願いしたいと考えております。以上です。

○部会長 ありがとうございます。

#### (4-1) 奈良県における取組について

○部会長 次に、報告としまして、奈良県における取組について、C臨時委員よりご説明をお願いしたいと思いますが、大分時間が押してまいりました。どういたしましょうか。これは10分ぐらい、時間的に延長していく可能性があると思いますけれども、皆様のご予定もあると思いますが、よろしゅうございますか。

では、C臨時委員、恐れ入ります、よろしく願いいたします。

○C臨時委員 基本方針を決めていて、また今日、たくさん立派なご意見をいただきまして、感謝を申し上げます。意見を呈して計画をつくらせていただきたいと思います。

その中で、「明日香における歴史展示等のあり方」という資料を入れさせていただいております。A3の縦長の資料に沿ってご説明申し上げますが、「明日香における歴史展示の推進」というペーパーでございますが、経緯は、現状の左に書いておりますが、明日香の価値は、国家基盤が形成された地であるという歴史そのものであると言われておりますが、明日香の保存を推進された御井さんが、明日香を逍遙すれば歴史がわかると、こうおっしゃったのですが、実はわからないわけであります。単なるきれいな田舎というように表現されることもあります。

それで、明日香の値打ちをわかってもらうためには、歴史物の展示から歴史そのものの展示を心がけなければいけないのではないかとこのことを明日香小委員会で発言いたしましたら、それは奈良県が会議をして、あり方を検討しなさいというご意見をいただきました。基本方針のページをめくっていただきますと、検討会をさせていただき、有識者4人、E臨時委員を含めまして4人の方を入れさせていただいて、検討した結果がこの基本方針でございます。

縦長A3判の資料に戻らせていただいて、概略を説明いたします。

明日香の意義、歴史がわかりにくいということで、歴史の展示を心がけるということと、歴史の展示の際には、実は明日香の歴史は国際交流の結果による歴史でございます。特に韓半島とのゆかりがとても深いのが、十分そういう歴史を展示されていないという認識に立ちまして、ゆかりを展示するというのを心がけております。

歴史展示の推進の下の真ん中の欄に行きますが、奈良県が主体になり、明日香の価値「歴史」そのものを展示する方向で一步踏み出せないか、国内外、特に東アジアからの来訪者にもわかりやすい歴史展示を進められないかという検討の結果でございます。その中で、実は上のほうのコンテンツとそのツール、内容と手法に沿って検討いたしました。歴史の

展示は、歴史物だけでは語り切れない内容がございますので、人物を持ってこないといけないのではないか、語り部を選ばなければいけないのではないかというふうに、1つはなりました。

それから、明日香の歴史、ひいては奈良の歴史のテーマは、幾つかいろいろありますが、要すればどういうことかということを検討していただきまして、テーマの設定のところに書いてございますが、国家の源流という面と律令国家の成立という面、仏教の伝来、受容と交流ということと、東アジア文化の受容と変容、国際交流、この3つが明日香の値打ちの根幹を成すというふうに設定いたしまして、語り部といたしましては、明日香の通史については太安万侶、国家の源流については藤原不比等、仏教の受容については道昭、東アジア文化の受容と変容については南淵請安という語り部を設定しようというふうに決めました。

それから、内容の展示に当たりましては、歴史をあまり勉強されていない若い方も含めまして一般の来訪者にはわかりやすく、それから、歴史愛好家もおられますので、知的好奇心を満足するようなレベルの高いのと、2つ考えないかんということでございます。

歴史展示の手法になりますと、ちょっと真ん中の図はややこしいのですが、展示のネットワークというか、いろいろな場所で展示をする。いろいろなやり方で展示をするというようなことを心がけたらどうかということでございます。

明日香に万葉文化館という施設が明日香村にございますが、これを明日香のゲートウェイ、あるいは歴史の展示の入り口というように改修できないかというのが、展示施設の役割分担の一つでございます。

それから、明日香歴史回廊と言っておりますが、明日香の歴史約1世紀、100年間の歴史でございますが、推古朝、大化の改新、壬申の乱、飛鳥京から藤原京、特に壬申の乱の後の天武天皇が、平城京まで続く大きな正当性と政治的なエネルギーを発揮されたものでございますので、そのようなことを意識して、明日香というものの歴史をどのように展示するかを考えていけないかということでございます。

それから、右のほうの「遺跡の復原整備」で、飛鳥京苑地というのが相当発掘されてきておりますので、これを県が主導して復原できないか。その後、エビノコ大殿というのと板蓋宮でございますが、そういうのも、考証についてはまだいろいろ議論がありますが、復原の方向で検討できないかということを考えております。

4つ目で、寺院・遺跡等における歴史展示をもう少し充実できないかということでござ

いますが、韓半島とのゆかりの深い飛鳥寺につきましても、現地の展示は不十分でございますし、ハングル語の展示はあまりございません。石舞台という展示でも、ハングル語で石舞台と書いてあるだけであるとか展示が不十分であるということで、案内を飛躍的に充実させていきたいと思っております。

それとともに、韓国、韓半島とのゆかりということが大変大きなことでございますが、高松塚古墳の壁画も最近、中国になります。満州の集安というところでそっくりの壁画が発見されております。韓半島と中国の発掘というのが最近、飛躍的に進んでおりますので、それとの比較考証になりますと、やはり奈良は伝わってきたものが圧倒的に多いということになります。キトラの天文図も、北斗七星が38度ということで、平壤、高句麗の近くの緯度が表示されている壁画がキトラにあるということでございますので、韓半島とのゆかりが明日香は紛々で……。

ちなみに、明日香というのも、なぜ飛ぶ鳥と一緒に書くかということ、ハングル語で発音すると同じような音になるので、韓国の人から、音を言うと、明日香も飛ぶ鳥も、同じ音の意味だということをお聞かせもしております。字は、明日の村というような意味なので、大変意気込みのあった村、政権の地だということでございますが、そのような歴史は、ゆかり、いわれを聞くとなるほどと、明日香に行ってもおもしろいなというふうに感じていただける面があり、単なるきれいな田舎から歴史があった現場というふうには、展示を変えていきたいということでございます。

そういうことで、来ていただく方に歴史の楽しみを、深みがあるようにということ、明日香の今後の10年間の計画の中で、大きな方向にさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○部会長　ありがとうございます。なかなかわくわくするようなおもしろい展示になっていくようでございます。どうぞ。

○I臨時委員　これは明日香だけに限らず奈良もそうですけれども、京都と比較した場合の奈良ないしは明日香の強みというのは、モノが埋蔵文化財だということだと思っております。それは強みなのか弱みなのかということになると、強みというふうには考えないと、これから先、なかなか大変だろうと私は思っています。

歴史展示ということについては、確かにわかりやすさというのはすごく大事だと思います。しかし、一方で、先ほどG臨時委員がおっしゃったように、今ある景観というのは、実はその当時の景観ではないわけですね。非常に長い時間をかけて、そこにお住まいにな

ってきた人たち、そこでずっと農業をやってこられた方々が築きあげてきたもので、その結果として、美しい農村になっているのだと思います。

これは私の個人的な、感覚的なこと印象ですけれども、今、明日香へ行きますと、風景にちょっとざらつきを感じるのですよ。これは奈良の中もそうですけれども。このざらつきって何かというと、結局、ある時代のものをそこに唐突に復原したことによって出てくる一種の摩擦のようなものだと思います。これをどのように扱うかというのは非常に大事な問題で、観光で一度は来てもらえるけれども、二度、三度来てもらうための配慮というのは、どうしても必要ではないでしょうか。

今、平城宮跡で、遷都1300年祭が行われています。これはイベントですから、ああいった形でやるのはいいと思うのですが、例えば大極殿というのは、全体的な景観のおさまりというか、あのエリアのことから言うと、ちょっと唐突に感じる。一度来てくれた人が、二度目、三度目来るかどうかということについての疑問があるのと、やっぱり本物か、そうじゃないかということの訴求力の違いというのがあると思うのです。ですから、歴史展示については、注意して進められたほうがいいのではないかと感じています。

○部会長　ご意見ということで、ありがとうございます。

○C臨時委員　意見を言わないほうがいいかもしれませんが、私はちょっと感覚が違うのですけれども、まあ、意見として聞いておりますが、ユネスコで言うオーセンティシティーというのは、随分きつく言うのですけどね。木造建築物でオーセンティシティーって、彼らの言うオーセンティシティー、真正性というのは実現できないですよ。文化財の人はユネスコのそういう意見をもつごく強く言われるのですけれども、木造はちょっと難しいと思いますね。ここで議論しても延々となりますので、控えたいと思いますが。

○部会長　また是非、いろいろな工夫の中でお考えいただきたいと思います。

#### (4-2) 各古都における歴史的風土保存の現況、歴史的まちづくり法の施行状況について

○部会長　次に、歴史的風土保存の現況についての報告、まちづくり法施行の状況についてご説明がございますので、そのご説明が済んで、もう一度皆様のご意見を聞くということで、先にご報告のほうをしていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○事務局（岸景観・歴史文化環境整備室長）　それでは、資料10、11を説明いたし

ます。

それから、先ほど議決いただきました基本方針を、念のため、今お配りしていますので、確認いただければと思います。

資料10でございますが、これは現況でございますので、ごらんになっていただければと思います。説明は省かせていただきます。

資料11の歴史まちづくり法の施行状況につきましても、現況でございますので、詳しい説明は省きますが、順調に施行のほうは進んでおりまして、16都市、認定が済んでおりますので、ご参照いただければと思います。

簡単でございますが、説明は省かせていただきます。

○部会長　それでは、歴史まちづくり法の施行状況についても、お手元に資料がございますので、ごらんいただきながら、何かご意見、ご質問はございますでしょうか。あるいは先ほどの、明日香村の展示のところに戻ってもよいかと思えますけれども、いかがでしょうか。ございませんか。

結構、時間どおりいきましたね。途中どうなるかなと思っていましたけれども。

本日は、議決事項もございましたので、ちょっと急がせてしまいまして、皆様に十分にご意見、ご発言の思いが、少し不十分だったところ、申しわけございませんでした。この部会に関しては、いつもいろいろなお話が出て、参考になるご意見が多いので、次回からは、またそういった時間ももう少しゆっくりとれるような進行にしていきたいと思います。しております。

それでは、本日の議事は以上でございますので、あとの進行は事務局のほうにお返ししたいと思います。よろしくお願いいたします。

○事務局　部会長には、議事進行ありがとうございました。

また、A委員には、平成17年6月30日の第9回歴史的風土部会から本日まで約4年9カ月間にわたり、部会長としてご指導いただきまして、誠に有り難うございました。ここでA委員より、改めてご挨拶をいただきたいと存じます。

○A委員　無事、約5年近く務め上げられたのは、委員の皆さんの大変熱心なご審議と、また、事務局の方が大変熱心に運営していただきまして、本当に有り難うございました。ひとえに皆様方のおかげでございます。

せっかくの機会ですので、歴史的風土部会ということでもありますので、審議会の歴史を少し振り返りながらお話しします。

この歴史的風土部会の前身は、当時の総理府に置かれた歴史的風土審議会になります。もともと古都保存法の発祥は、昭和41年、鎌倉の八幡宮の裏山で乱開発が起きそうだという事の中で、日本で初めてのナショナルトラスト運動が起きまして、それが世論を動かして、議員立法で古都保存法ができたということでございますが、現在、日本ナショナルトラストと呼ばれている、正式には観光資源保護財団の初代会長を務められた、堀木鎌三さんが歴史的風土審議会の初代会長を務められて、その後は建設省の次官級の方が就任されてきましたが、今回、社会資本整備審議会となった時代に、主に学者の方が会長をするということで、高階先生が就任し、さらに私に引き継ぎまして、無事務められたということで、皆様方に大変感謝しております。

また、参考資料1に、ちょうど社会資本整備審議会になってからの審議経過がございませうが、平成10年のときの意見具申の内容が今回、歴史まちづくり法に具体化しましたけれども、当時、実は私もこの審議の末席に座っておりましたが、明日香、奈良、京都、鎌倉以外の全国の各都市を今後取り組んだらどうかという意見具申でしたが、当時は委員も、おそらく事務局も、法制度までつなぐとは到底思っていなかったと思いますけれども、やはりこれも時代の一つの流れだと思います。古都保存法でしっかりと日本の大事な場所を取り組んできた結果、法律制定40年後ですが、全国の町並み保存運動、これはH臨時委員を初め各専門家の方々、また、萩とか金沢とか、各自治体で大変熱心に取り組んだ結果が、歴史まちづくり法制定により国として法律支援したいということになりました。

歴史まちづくり法制の要点は、私も、いらっしゃる方々は皆同じ思いだと思うんですが、実は背景がありまして、歴史的な各町並みを見るといつも残念に思うことが、現役で使われている老舗とか非常にいい町家が、突如解体されたり失われるということがあります。それはどうしても、実際にその老舗の方々が転業したり、廃業したり、相続が起きるという中で、私有財産ですので、やむを得ない事情があるのですが、それをどうしても、地元の声があっても、財政支援措置がないとなかなか買い取りに踏み切れないという中で、日本は明治維新と空襲の中で、主に城郭と上級武家屋敷がほとんど失われてきましたが、町家として残ってきた部分が失われていくという残念な状況に対して、何とかしたいというところが今回、歴史まちづくり法ということで、国の方々も大変熱心に、今回、ここまでうまくいくと思っていなかったのですが、文化庁と国土交通省が全面的に手を握って法律になった。その審議に、いろいろ皆様にご協力いただきながら携われたことは、私としても大変いい仕事のできたのかなという思いがしてございまして、本当に感謝しております。

ある意味ではまた、京都で実際に活動されている上村先生が部会長になる、これはやはり時代の流れだと思うのです。ですから、どうしても東京を中心に審議会を運営するというのはやむを得ない部分もあるのですが、歴史的風土審議会、もともと旧審議会に相当する国の審議会の分科会とか部会で、おそらく女性の会長が誕生したというのは、少なくとも旧運輸省、旧建設省を通じては初めてですし、おそらく他の中央省庁でもあまり、初めてではないかもしれませんが、極めて珍しい例だと思います。

この審議会名簿を見ても、平成10年当時、たしか、国の審議会の運営については女性を3割登用するというので、ご覧のとおり、歴史的風土部会では本委員では男1名、女性3名と、逆転しております。男性が3割登用になっていないぐらいの、これはやはり歴史と文化を審議する審議会にふさわしく女性登用が実現しているということで、国土交通行政については、いろいろ世の中で言われておりますが、古都保存行政の取り組みについては、国民の信頼も厚く、また、歴史まちづくり法についても、衆参両院で全会一致で通った法律ですので、大変期待も厚いと思っておりますので、私もまだ任期が1年弱ありますので、その間はぜひ参加させていただいて、部会長のもとに、また新たな展開が起きてほしいなと思っております。無事私の任期は終わったということで、感謝と同時に、ぜひ次の展開をさらにはかってほしいなと。

今日は欠席されていますが、よくJ委員が、この審議は大変楽しいと、国交省の良心だとおっしゃっていましたが、現場で開催していることがまさに重要だと思いますので、これは私から言うのも僭越ですが、歴史的風土審議会の当時から、この歴史的風土部会は、もともと地元開催をしてきた。これはなかなか事務方も大変ですし、費用のこともあるのですが、もし可能であれば次回の歴史的風土部会は、ちょうど平城京1300年記念行事をしている時期でもございますので、奈良での開催が可能であれば、そのときに知事さんに思いのたけを述べていただくということもあるかもしれませんので、私が勝手に言っちゃうと申しわけないのですが、最後の遺言のお願いということでございまして、やはり現地でなるべく審議会を開くと。

国の政策形成過程が現地で開かれているということ自体が、それは特に現政権の方々にとっても、むしろ大変いいことだと思いますので、いいことは政権交代も何も関係なく、大いにやってほしいと思っておりますので、事務方もなかなかご苦労が多いと思うのですが、新政権のもとの諮問第1号をいただいたということも大変いいことだと思いますので、ぜひ、今後ますます歴史的風土部会が発展してほしいなと思っております。

どうもありがとうございました。（拍手）

○部会長　A委員、ありがとうございました。開催について、ぜひ……。

○C臨時委員　前部会長から、次は奈良で開いたらというありがたいお言葉をいただきまして、ぜひ奈良で開かせていただきたいと思います。明日香でもいいし、奈良の平城京にも、お祭りをしていますので、行っていただいてもいいと思いますので、来ていただくのは大変光栄に存じます。ぜひ開かせていただけたらと思います。

○部会長　ありがとうございます。

奈良、京都というのでセットでいかがでしょうか。またご検討いただきたいと思います。

○事務局　ありがとうございました。

それでは最後に、都市・地域整備局長より一言ご挨拶を申し上げます。

○都市・地域整備局長　中座をいたしまして、誠に申しわけございませんでした。今日は、各委員の先生方、皆さんお集まりいただきまして、大変お忙しい中ではあったかと思えますけれども、明日香村整備基本方針（案）に関しまして、たくさんご意見をちょうだいいたしまして有り難うございました。

私どもといたしましては、各省協議等の手続を経まして、できるだけ速やかに、奈良県に対しましてお示しをしていきたいと考えておりますので、県におかれましては、今回の審議も踏まえながら、よりよい明日香村の整備計画を作成していただければと考えておりますので、よろしく願い申し上げたいと思います。

計画が提出されましたら、先生方にまたお集まりいただきまして、審議会を開催いたしまして、ご議論をさせていただければと思っておりますので、重ねてよろしくお願いを申し上げます。A委員には、先ほど、私も残念ながらごあいさつを聞けなくて、申しわけなかったのですが、きっと思いのたけを述べていただいたのではないかと考えておまして、思い起こしますと、A委員には、平成17年6月30日の第9回歴史的風土分科会から、4年9カ月にわたりまして部会長をお務めいただき、この部会の審議を大変よくリードしていただいた。私ども事務方としても大変ありがたく、感謝するものでございます。本当に有り難うございました。

また、いろいろ部会でありますとか小委員会につきましても、委員長として審議をリードしていただいたということでございます。明日香村を初め、明日香だけでなく、歴史的風土をさらに施策として充実、強化させるという強い信念のもとに、歴まち法の制定にも大変私ども、ご指導をいただきました。重ねてお礼を申し上げたいと思います。

引き続き先生には、分科会長といたしまして、都市計画部会も含めてご指導いただくということになると思いますけれども、今後もよろしくお願い申し上げます、今日の審議会の各委員の先生方に対しますお礼と、部会長をずっとやっていただきましたA委員へのお礼の挨拶とさせていただきたいと思います。

本当に皆様方、今日は有り難うございました。

○事務局　なお、今後の予定でございますが、今、都市・地域整備局長からも申し上げましたとおり、奈良県が作成する明日香村整備計画についての審議を行うため、5月下旬から6月上旬に第16回の歴史的風土部会の開催を予定いたしております。後日、日程調整をさせていただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして第15回歴史的風土部会を閉会させていただきます。

本日は誠に有り難うございました。

閉　　会